

議案第 5 号

野田市消防委員会条例の一部を改正する条例の制定について

野田市消防委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月7日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市消防委員会条例の一部を改正する条例

野田市消防委員会条例（平成7年野田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、消防の組織及び運営に関する事項について調査審議し、答申すること。
- (2) 消防の組織及び運営に関する事項について市長に意見を述べること。

第3条第1項中「10人」を「18人」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「委嘱」の次に「又は任命」を加え、同項第4号中「認めた」を「認める」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第3号を第8号とし、第2号の次に次の5号を加える。

- (3) 一般社団法人野田市医師会を代表する者
- (4) 野田市赤十字奉仕団を代表する者
- (5) 野田市女性団体連絡協議会を代表する者
- (6) 野田市自治会連合会を代表する者
- (7) 消防長

第4条第1項中「2年」を「、2年」に改め、同条第2項中「再任する」を「再任される」に改める。

第5条の見出しを「（委員長及び副委員長）」に改め、同条第1項中「会長及び副会長」を「委員長及び副委員長」に改め、同条第2項中「会長及び副会長」を「委員長及び副委員長」に、「委員の」を「、委員の」に、「による」を「により選出する」に改め、同条第3項中「会長」を「委員長」に改め、同条第4項中「副会長」を「副委員長」に、「、会長」を「、委員長」に、「事故」を「事故が」に改める。

第6条第1項中「会長」を「委員長」に改める。

第7条を次のように改める。

(消防組織検討会)

第7条 委員会に、消防の組織及び運営に関する事項について専門的に調査審議するため、消防組織検討会（以下「検討会」という。）を置くことができる。

- 2 検討会は、調査審議した事項について、委員会に報告する。
- 3 検討会の委員は、消防長の推薦により委員長が指名する。この場合において、消防長は、消防職員及び消防団員のうちから推薦するものとする。
- 4 検討会に、会長及び副会長を置き、消防長の推薦により委員長が指名する。この場合において、消防長は、会長については、消防職員のうちから推薦するものとする。
- 5 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 検討会は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 8 検討会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 9 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

第8条中「実施」を「施行」に、「、必要な」を「必要な」に、「市長」を「、市長」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(意見の聴取等)

第8条 委員会及び検討会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

提案理由

消防の組織及び運営に関する事項について調査審議するため、委員会の所掌事務、委員数及び消防組織検討会の設置に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市消防委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市消防委員会条例 (平成7年野田市条例第14号)

改 正 案	現 行
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の諮問に応じ、消防の組織及び運営に関する事項について調査審議し、答申すること。</p> <p>(2) 消防の組織及び運営に関する事項について市長に意見を述べること。</p> <p>(組織及び委員)</p> <p>第3条 委員会は、委員18人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 一般社団法人野田市医師会を代表する者</p> <p>(4) 野田市赤十字奉仕団を代表する者</p> <p>(5) 野田市女性団体連絡協議会を代表する者</p> <p>(6) 野田市自治会連合会を代表する者</p> <p>(7) 消防長</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) その他市長が必要と認める者</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。</p> <p>2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。</p> <p>3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(消防組織検討会)</p> <p>第7条 委員会に、消防の組織及び運営に関する事項について専門的に調査審議するため、消防組織検討会(以下「検討会」という。)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、消防活動計画について審議し、答申する。</p> <p>(組織及び委員)</p> <p>第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) その他市長が必要と認めた者</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任することができる。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。</p> <p>2 会長及び副会長は委員の互選による。</p> <p>3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務の所掌は、市長の定めるところによる。</p>

を置くことができる。

- 2 検討会は、調査審議した事項について、委員会に報告する。
- 3 検討会の委員は、消防長の推薦により委員長が指名する。この場合において、消防長は、消防職員及び消防団員のうちから推薦するものとする。
- 4 検討会に、会長及び副会長を置き、消防長の推薦により委員長が指名する。この場合において、消防長は、会長については、消防職員のうちから推薦するものとする。
- 5 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 検討会は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 8 検討会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 9 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
(意見の聴取等)

第8条 委員会及び検討会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第8条 この条例の実施に関し、必要な事項は市長が定める。